

諮問実施機関：滋賀県知事（建築課建築指導室）

諮問日：平成21年11月20日（諮問第53号）

答申日：平成22年8月6日（答申第47号）

内容：「豊郷小学校旧校舎群大規模改修工事にちなみ豊郷町に対して行った指導内容  
がわかるもの等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（公文書の特定）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、「1. 豊郷小学校旧校舎群大規模改修工事にちなみ、豊郷町に対して行った指導内容がわかるもの、すべての書類、中でも平成20年7月10日のものは必需 2. 上記に対して町がどのように対応したかがわかるもの」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に係る公文書として、次に掲げる事項に係る公文書を特定した上で、あらためて滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第10条第1項に基づく決定をすべきである。

- ・事前申請（平成20年10月20日）に対する技術的内容についての訂正の指示
- ・確認申請（平成21年1月6日）に対する技術的内容についての訂正の指示

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成21年8月27日、異議申立人は、条例第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して本件公開請求を行った。

#### 2 公文書一部公開決定

同年9月10日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として「平成20年7月15日付けメール『7月10日打合せ事項について』の回答書類」および「旧豊郷小学校の用途変更について書類等」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

同年10月22日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および補充意見書で述べている内容は、次のように要約される。

## 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

### (1) 異議申立書

豊郷小学校旧校舎群大規模改修工事にちなみ、豊郷町に行った指導内容のわかるもの、すべての書類を請求したが、7月10日付けのものだけであった。これのみとは考えられない。何回か町と県の間で交わしている所以他にも文書があるはずである。町がどのように対応したかをわかるものがあるはずである。

### (2) 意見書

県建築課が、平成21年9月10日付けで公開したものは、理由説明書(後掲第4参照)の「豊郷町とのやりとりの経緯」の中の のみでした。

今回、理由説明書で初めて明らかになった「豊郷町とのやりとりの経緯」の中に記述してある、最終的に「県が確認の処分をした」とする平成21年1月27日付けの書類が私の求めるものです。

理由説明書の「豊郷町とのやりとりの経緯」の中には、もうひとつ、私が初めて知ることが記述してありました。 がそれにあたりますが、「県建築課は『技術的内容について訂正の指示を行っている。』」との記述があります。これこそが、私の知りたい内容です。

### (3) 補充意見書

平成21年1月27日付けの書類(理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 関係)および上記 に係る書類を公開してください。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 理由説明書

#### (1) 理由

本件公開請求に係る公文書は、平成21年9月10日付けで滋建指第201号にて一部公開した公文書(本件対象公文書)以外は存在しない。

なお、平成21年8月27日の本件公開請求時に、本件公開請求に係る公文書を特定する必要性から、異議申立人に請求する文書の確認をしたところ、建築基準法に基づく用途変更の確認申請一式については、請求の対象外であるとの回答を得ており、当該文書については公開請求内容の「豊郷町に行った指導内容の分かる文書」には該当しないと判断している。

#### (2) 豊郷町とのやりとりの経緯

平成20年7月10日(豊郷町、 建築事務所、滋賀県が協議)

豊郷町総務企画課、(株) 建築事務所が、滋賀県庁へ来庁。

旧豊郷小学校の再利用方法について、豊郷町より説明を受け、滋賀県より建築基準法上の問題点を指導。

平成 20 年 7 月 15 日（豊郷町がメール送付）

豊郷町総務企画課は、滋賀県（建築課）あて打合せ議事録を送付。

平成 20 年 7 月 18 日（滋賀県がメール送付）

滋賀県（建築課）は、豊郷町総務企画課あて送付。

平成 20 年 10 月 8 日（建築事務所が事前申請提出）

申請代理人である（株）建築事務所は、建築主豊郷町の確認申請の事前申請を豊郷町地域整備課に提出。

平成 20 年 10 月 20 日（滋賀県が事前申請受付）

豊郷町地域整備課を経由し、滋賀県湖東地域振興局管理調整課が事前申請を受付。

その後、事前申請の審査に際して、滋賀県建築課は、文書において事前申請に対しての技術的内容について訂正の指示を行っている。

平成 20 年 12 月 24 日（事前申請受理）

事前審査を終了した旨を通知する。

平成 20 年 12 月 26 日（建築事務所が本申請提出）

事前申請の受理を受け、申請代理人である（株）建築事務所は、建築主豊郷町の確認申請を豊郷町地域整備課に提出。

平成 21 年 1 月 6 日（滋賀県が確認申請受付）

豊郷町地域整備課を経由し、滋賀県湖東地域振興局管理調整課が確認申請を受付。

その後、事前申請と同じく、確認申請の審査に際して、滋賀県建築課は、文書において確認申請に対しての技術的内容について訂正の指示を行っている。

平成 21 年 1 月 27 日（確認の処分）

確認の処分を行う。

### （3）異議申立人とのやりとりの経緯

平成 21 年 8 月 27 日（公文書公開請求書提出）

請求のあった公文書の内容「豊郷小学校旧校舎群大規模改修工事にちなみ、豊郷町に対して行った指導内容がわかるもの、すべての書類、中でも平成 20 年 7 月 10 日のものは必需」について公文書を特定する必要性から、異議申立人に請求する文書を確認したところ、確認申請に係る公文書については請求の対象外であるとの回答を得る。

平成 21 年 9 月 10 日（公文書一部公開決定）

公開請求内容から特定できる公文書として、平成 20 年 7 月 10 日の豊郷町、建築事務所および滋賀県との協議書類のうち、個人識別情報以外を公開。

平成 21 年 10 月 22 日（異議申立書提出）

平成 21 年 11 月 11 日（異議申立人が滋賀県に問い合わせメールを送付）

異議申立人より滋賀県あて、本件対象公文書（メール等）が「いつ、どこから送られてきて、県はいつ、どこに返送されたのか？」について調査を依頼したい旨のメールの送付がある。

平成 21 年 11 月 13 日（滋賀県が異議申立人に回答メールを送付）

平成 21 年 11 月 13 日（異議申立内容協議）

電話にて、異議申立人から、再度、公開した文書以外に県に文書がないか調べてほしい旨依頼があり、公開した文書以外には文書は存在しない旨改めて回答。

平成 21 年 11 月 17 日（異議申立内容協議）

平成 21 年 8 月 27 日の公文書公開請求内容に確認申請が含まれないことを念のため再度確認したところ、公開してほしい旨の回答を得る。

平成 21 年 11 月 18 日（異議申立内容確認）

電話にて、異議申立人に対して、確認申請および事前申請の公開については、新たな公文書公開請求をしていただきたい旨を伝える。

平成 21 年 11 月 27 日（異議申立人来庁）

平成 21 年 12 月 24 日（異議申立人来庁）

## 2 口頭説明

本件公開請求に係る公文書は、平成 21 年 9 月 10 日付け滋建指第 201 号にて一部公開した公文書以外に存在しない。

異議申立人が意見書で公開を求めている 3 点の文書（理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 関係）は本件公開請求の対象外と考える。その理由は次の 2 点である。

### （理由 1）

理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 ～ は建築基準法に基づく用途変更に伴う建築確認申請に係る経過である。これに係る公文書として、事前申請、確認申請および審査経過書類がある。

異議申立人が公開を求める 3 点の文書は、いずれもこの中に含まれるものであるが、本件公開請求の対象となる「豊郷町に対して行った指導内容がわかるもの」ではないと考える。

なぜなら、用途変更に伴う確認申請についての内容は、建築基準法に基づく規定について、法適合の確認を求めているものであるもので、町に対する指導という性格のものではないからである。確認申請時および事前申請時の図書については、建築基準法に適合するかどうかを審査するための図書である。また、事前申請に対しては審査をするが、「指導」というものではない。あくまでも建築確認審査において、指摘事項にある技術的な審査を本申請に先立ち事前に行っている。

建築確認申請書については、建築基準法に基づく申請図書であり、異議申立人が求めている「指導」に関する文書ではない。

### （理由 2）

平成 21 年 8 月 27 日の公開請求時に、公開請求者の意図する書類を特定するため、請求者本人に確認を行ったところ、「建築確認申請書」は請求の対象外であるとの回答を得ている。建築確認申請書についてはあらためて公開請求されるべきと考える。

## 第 5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### （1）争点

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として「平成 20 年 7 月 15 日付けメール『7 月 10 日打合せ事項について』の回答書類」および「旧豊郷小学校の用途変更について書類等」(理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 に係る公文書)を特定し、本件処分を行った。

一方、異議申立人は本件処分に対し、異議申立書において「公開された公文書以外にも公文書が存在する」旨を主張し、意見書等において「実施機関の理由説明書『豊郷町とのやりとりの経緯』 に係る公文書こそが、公開を求める公文書である」旨を主張している。

このことから、本件公開請求に係る公文書の特定の妥当性について、以下検討する。

## (2) 公文書の特定の妥当性について

### ア 基本的な考え方

条例第 3 条第 1 項は「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」と定めており、公文書の特定も、この条例の趣旨に沿って行われなければならない。

### イ 理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 に係る公文書について

まず、理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」 に係る公文書(具体的には、「事前申請(平成 20 年 10 月 20 日)に対する技術的内容についての訂正の指示」に係る公文書および「確認申請(平成 21 年 1 月 6 日)に対する技術的内容についての訂正の指示」に係る公文書(以下「 に係る公文書」という。))が本件公開請求に係る公文書に該当するか検討する。

#### (ア) 「訂正の指示」は「指導」にあたらぬとの実施機関の主張について

実施機関は、「 に係る公文書」(訂正の指示)は「町に対する指導という性格のものではない」との理由から、「 に係る公文書」は本件公開請求に係る公文書に該当しないと主張する。

しかし、「訂正の指示」は「指導という性格のものではない」と理解した上で本件公開請求を行うことは、建築確認に関して専門的な知識を有しなければ、一般的には困難であると考えられる。

#### (イ) 確認申請に係る公文書は請求の対象外であるとの実施機関の主張について

また、実施機関は「公文書を特定する必要性から、異議申立人に請求する文書を確認したところ、確認申請に係る公文書については請求の対象外であるとの回答を得ている」と主張する。

しかし、実施機関は(ア)で述べたとおり「 に係る公文書」(訂正の指示)は「指導という性格のものではない」という理解のもとで、公開請求時に異議申立人に対し請求する文書を確認していることから、この時は「 に係る公文書」

というものが存在すること自体を異議申立人に説明できなかったものと推測され、異議申立人は、本件公開請求時に「 に係る公文書」が「確認申請に係る公文書」に含まれていると知ることができないまま「請求の対象外」との回答をしているものと考えられる。

そのため、異議申立人が、公開請求時に「確認申請に係る公文書については請求の対象外」と回答したものの、異議申立て後、実施機関の理由説明書により「 に係る公文書」の存在を認識したことから、その公開を求めることも無理のないことであると考えられる。

したがって、確認申請に係る公文書の存在および異議申立人の意図する公文書の特定については、当審査会への諮問がなされる過程の中で判明したものであるとはいえ、実施機関は「確認申請に係る公文書については請求の対象外」という異議申立人の当初の回答にこだわらず、公文書の特定を行うべきである。

#### (ウ)まとめ

以上のことから、実施機関は、「 に係る公文書」(訂正の指示)は「指導内容がわかるもの」に該当すると解すべきであり、本件公開請求に係る公文書として「 に係る公文書」を特定すべきである。

なお、理由説明書等によれば、実施機関は公文書の特定のために異議申立人と何度も協議を行うなどの努力をしていることが認められる。しかし、結果として本件公開請求の内容を字義に沿って厳密に解釈し、異議申立人の請求内容を限定的にとらえたため、公文書の特定が不十分となったものと考えられる。

#### ウ 理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」に係る公文書について

次に、理由説明書「豊郷町とのやりとりの経緯」に係る公文書(以下「 に係る公文書」という。)が本件公開請求に係る公文書に該当するか検討する。

異議申立人は、意見書において「 に係る公文書」の公開を求めるに至っているが、「指導内容がわかるもの」という本件公開請求の文言から「 に係る公文書」を特定することは、困難である。

したがって、「確認の処分に係る公文書」は本件公開請求に係る公文書に該当しない。

#### (3) 結論

以上のことから、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、異議申立人が公開を求めるもののうち「 に係る公文書」を新たに特定し、条例第10条第1項に基づく決定をすべきである。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成21年11月20日	・実施機関から諮問を受けた。
平成21年12月28日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成22年 2月15日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成22年 5月26日	・異議申立人から補充意見書の提出を受けた。
平成22年 5月27日 (第181回審査会)	・資料に基づき事務局から説明を受け、審議を行った。
平成22年 7月 2日 (第182回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受け、審議を行った。
平成22年 7月26日 (第183回審査会)	・答申案の審議を行った。